

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第131期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 サカティンクス株式会社

【英訳名】 SAKATA INX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高丸博次

【本店の所在の場所】 大阪市西区江戸堀一丁目23番37号

【電話番号】 06(6447)5822

【事務連絡者氏名】 理事 経理部長 安井直久

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目4番25号 日教販ビル内
サカティンクス株式会社 東京本社

【電話番号】 03(5689)6601

【事務連絡者氏名】 東京総務部長 沢田寿行

【縦覧に供する場所】 サカティンクス株式会社 東京本社
(東京都文京区後楽一丁目4番25号 日協販ビル内)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第131期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第130期
会計期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	30,380	129,219
経常利益 (百万円)	853	4,909
四半期(当期)純利益 (百万円)	507	3,205
純資産額 (百万円)	36,798	42,737
総資産額 (百万円)	90,909	98,537
1株当たり純資産額 (円)	580.77	674.22
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.12	51.27
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)		
自己資本比率 (%)	39.9	42.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	779	2,392
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	541	3,572
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	362	1,623
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	3,754	4,212
従業員数 (名)	3,029	3,005

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	3,029 (448)
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	824 (152)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含んでおります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
印刷用インキ事業	19,668
その他の事業	1,542
合計	21,210

- (注) 1 生産金額については期中平均販売価格により表示しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 印刷用機材事業については生産を行っていないため、記載しておりません。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

印刷用インキの生産は主として見込生産によっております。

小ロットのものについて受注生産を行っているものもありますが、特に受注高及び受注残高として示すほどのものはありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称		販売高(百万円)
印刷用インキ事業	製品	21,022
印刷用機材事業	商品	6,612
その他の事業	製品	1,529
	商品	1,216
	計	2,745
合計		30,380

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、サブプライムローン問題の実体経済への波及や、原油・資源高が続く中で、米国は景気が減速し、アジアは中国、インド等で拡大傾向が持続しました。日本経済は原油・資源高が企業収益を圧迫し、個人消費が伸び悩むなど景気後退の懸念が高まりました。

このような状況の中で、当社グループはアジアを中心とした拡販に取り組みましたが、年初来の円高による為替換算の影響を受け、売上高は303億8千万円となりました。利益面では、販売価格の改定に取り組みましたが、特に日本市場において原材料高の影響を大きく受け、経常利益は8億5千3百万円、四半期純利益は5億7百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

(印刷用インキ事業)

印刷用インキの販売数量は、米国景気減速の影響を受けましたものの、アジア地域での経済成長、特にインドネシア及びインドの旺盛な需要に支えられて順調に推移いたしました。しかし、円高による為替換算の影響を受けました結果、売上高は210億2千7百万円となりました。利益面では、原材料高に対して価格転嫁が遅れ、営業利益は11億8百万円となりました。

(印刷用機材事業)

印刷製版用材料はほぼ横ばいで推移いたしました。印刷製版関連機器は、景気減速を背景とした設備投資への慎重な姿勢が影響しました。この結果、売上高は68億2千5百万円となりました。また、営業利益は、貸倒損失など経費負担が増加したことにより、6千3百万円となりました。

(その他の事業)

顔料分散技術関連品及び商品の販売が堅調に推移いたしました結果、売上高は33億8百万円となりました。また、営業利益は、のれん償却額など経費負担が増加したことにより、3千万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次の通りであります。

(日本)

印刷製版関連機器は低調に推移しましたものの、印刷用インキが堅調に推移いたしました結果、売上高は180億1千4百万円となりました。利益面では、原材料高の影響及び貸倒損失の増加により、営業利益は8億2百万円となりました。

(アジア)

経済成長を背景にアジアの各市場が拡大を持続する中、特にインドネシア及びインドの旺盛な需要に支えられ、印刷用インキの販売数量は順調に推移いたしました。この結果、売上高は28億7千7百万円となりました。利益面では、原材料高の影響はあるものの、数量増効果によってカバーいたしました結果、営業利益は1億3千4百万円となりました。

(北米)

米国景気減速の影響を受け、印刷用インキの販売数量は低調に推移いたしました。また、円高による為替換算の影響を受けました結果、売上高は82億2千8百万円となりました。利益面では、原材料高及びのれん償却額によるコスト増加の影響により、営業利益は1億2千3百万円となりました。

(その他)

ユーロ圏景気は減速傾向にあるものの印刷用インキの販売数量は好調を維持いたしましたが、円高による為替換算の影響を受けました結果、売上高は18億1千6百万円となりました。また、営業利益は、数量増効果により、8千2百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比76億2千7百万円(7.7%)減少の909億9百万円となりました。

流動資産は、主として受取手形及び売掛金の減少により、前連結会計年度末比22億1千4百万円(4.1%)減少の518億7千3百万円となりました。

固定資産は、主として会計基準変更に伴うのれんの減少により、前連結会計年度末比54億1千3百万円(12.2%)減少の390億3千6百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末比16億8千9百万円(3.0%)減少の541億1千万円となりました。

流動負債は、主として支払手形及び買掛金の減少により、前連結会計年度末比8億5千3百万円(2.1%)減少の398億8千4百万円となりました。

固定負債は、主として長期借入金の減少により、前連結会計年度末比8億3千5百万円(5.5%)減少の142億2千6百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、主として会計基準変更に伴う利益剰余金の減少により、前連結会計年度末比59億3千8百万円(13.9%)減少の367億9千8百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物の四半期末残高は37億5千4百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億5千8百万円の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間は、7億7千9百万円の資金の増加となりました。

主な要因は、税金等調整前四半期純利益と減価償却費によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間は、5億4千1百万円の資金の減少となりました。

主な要因は、北米及びインドにおける有形固定資産の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間は、3億6千2百万円の資金の減少となりました。

主な要因は、配当金の支払によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

1) 当面の対処すべき課題の内容

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次の通りであります。

原油及びナフサ価格は大幅に高騰を続けており、当社グループの主要原材料も大幅に上昇が続いております。これに対し、販売拡大、生産の合理化及び販売価格の改定等に取り組んでおりますが、依然として原材料高は進行しており、企業努力の範疇を超える状況にあることから、販売価格への転嫁が当面の大きな課題であります。

2) 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値の源泉について

当社は、明治29年に新聞インキの製造・販売を目的とする個人商店阪田インキ製造所を創業したことに始まり、現在は新聞インキに加え各種印刷用インキ及び印刷用材料の製造・販売、さらに情報関連分野へと事業を拡大しております。そして、当社はこのような事業展開の中で、ビジュアル・コミュニケーション・テクノロジーの創造をビジネステーマに、人々の暮らしを快適にする情報文化の創造を存在意義として、独自の開発力、技術力、及び生産・販売力を基礎にデジタル化著しい印刷情報産業の発展に貢献してまいりました。

当社は、このような当社の企業価値の源泉を、

- () 長年培ってきたナノテクノロジーを応用した独自の開発力・技術力
- () 顧客への迅速かつ適切な対応を実現する顧客密着型の生産・販売体制
- () 優秀な人材の確保・育成
- () 仕入先・顧客をはじめとするステークホルダーとの信頼関係
- () グループ各社を含めた環境マネジメントシステムを構築するなど、環境に配慮した事業活動の推進
- () サカタインクスグループとしてワールドワイドに事業展開するためのグローバルネットワーク

であるとと考えております。

企業価値向上のための取組み

当社グループは、「収益力の強化」と「社会的責任の遂行」を基本方針とし、平成19年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「SHIP 63 (SAKATA Harmonic Innovation Plan 63)」を策定し、実行しております。具体的な施策については、以下のとおりであります。

[既存事業の収益力強化]

印刷用インキ分野において、日本及び北米では、環境に優しく、作業性を向上した高付加価値なインキの開発を進め、シェアアップを図ります。積極的に投資してまいりましたアジアでは、今後も継続的に設備投資を予定しており、生産設備を活用した売上拡大に努めます。

一方、コスト面では、生産効率化の施策として日本で推進しているTPM活動を、海外生産拠点に水平展開することによって、生産性の向上を図ります。

また、印刷用機材分野において、これまでは主として日本市場向けであった印刷製版用材料を、海外市場に展開することで、売上拡大に努めます。

[新規製品の育成・推進]

機能性コーティング剤分野では、ガスバリアー性コーティング剤の拡販、及び新機能性コーティング剤の開発を行ってまいります。

また、画像表示材料分野では、顔料型インクジェットインキ、カラーフィルター用顔料分散体、プリンター用カラートナーの開発及び拡販に努めます。

[社会的責任の遂行]

当社グループが持続的成長を果たすためには、トリプルボトムライン（社会・環境・経済）のバランスを十分に意識した事業活動を進めていく必要があると考えます。

社会的側面として、従来よりコンプライアンスを企業理念に盛り込み、実践してまいりましたが、より明確にするために平成17年4月に「サカタインクス倫理行動基準」を別途定め、全従業員に対して、再度、その精神を浸透させております。また、内部統制システムにつきましては、取締役会で決議した基本方針に基づきプロジェクト・チームを編成し、内部統制システムの構築を推進しております。

環境的側面では、環境経営の推進のひとつとして、国内生産拠点では、環境負荷の低減を進めます。また、海外生産拠点ではISO14001の認証取得を推進します。

経済的側面では、前述の収益力強化に加え、経営効率の改善に努めてまいります。具体的には、「SHIP 63」の業績目標として、平成21年3月期の連結売上高1,244億円、連結経常利益63億円、ROA（総資産経常利益率）6.5%以上、売上高経常利益率5.0%以上を目指しております。なお、連結売上高につきましては、平成20年3月期に1年前倒しでこれを達成いたしました。

当社は、上記の課題を一つずつ着実に実行していくことが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を目指し、平成20年3月期に係る定時株主総会（以下「第130期定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮するための定款変更議案及び社外監査役を1名増員するための監査役選任議案を決議いたしました。前者につきましては、企業環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するべく、取締役の責任の明確化を図り、株主の皆様への信任を問う機会を増やすことを目的としたものであります。後者につきましては、さらなる監査機能の強化を目的としたものであります。従前、当社の監査役会は4名の監査役で構成されており、うち2名は社外監査役でありましたが、第130期定時株主総会において監査役選任に関する議案が可決されましたので、現在監査役は5名、うち3名が社外監査役となっております。

当社は、このようなコーポレート・ガバナンスの強化は、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、上記の基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、第130期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生の条件として、当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

第130期定時株主総会において、決議されました本プランの詳細は、以下のとおりであります。

本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の特定株式保有者等（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、大量買付者から意向表明書（下記（ ）「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）が当社代表取締役に対して提出された場合に、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記（ ）「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（独立委員会の詳細については下記（ ）「独立委員会の勧告」をご参照下さい。）の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

注1：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株式保有者等

() 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）

又は、

() 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注3：議決権割合

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数から、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近で提出されたものに記載された数の保有自己株式数を除いた株式の議決権数とします。

大量買付ルールの内容

() 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役に対して、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報提供の要請

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付し、大量買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は下記a乃至iのとおりです。

当社取締役会は、必要に応じて独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供できるよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記（ ）において定義するものとします。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、意向表明書が提出された事実及び大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める時期及び方法により、その全部又は一部を開示いたします。また、当社取締役会は、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

- a. 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）の概要（具体的な名称、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- b. 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の種類及び価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、実行の蓋然性等を含みます。）
- c. 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- d. 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- e. 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- f. 大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- g. 大量買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- h. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- i. その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

（ ） 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行なうとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記（ ）記載の独立委員会に対する諮問を行なうほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会としては、これらの検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、現金のみを対価（円価）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、取締役会又は株主総会において対抗措置発動の是非が決定された後のみ、大量買付行為を開始できるものとします。当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において、その旨を開示するものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最長30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において開示するものとします。

（ ）独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については別紙1のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。また、当社において社外取締役が選任された場合には、当該社外取締役を含みます。）の中から選任されるものとします。当初の独立委員及びその略歴等については別紙2をご参照下さい。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定め、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合のみに限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

大量買付行為に対する対抗措置

() 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力をもちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受け取る機会の提供、並びにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合とは、具体的には、下記a乃至fのいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- a. 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- b. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- c. 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- d. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合

- e. 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- f. 大量買付者による支配権の取得により、当社株主、企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損されることに加え、更に株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるなど、当社の企業価値だけでなく、株主の皆様の共同の利益を著しく害する場合

イ 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

() 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置を発動するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙3のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止もしくは撤回することができるものとします。

本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年6月に開催予定の第133期定時株主総会の終了の時までとし、本プランの継続については、上記定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認することとします。株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期間は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとし、以後も同様とします。株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、本プランは定時株主総会終了の時をもって失効します。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組み（上記（2））について

上記（2）「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記（3））について

（ ）当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行ったりすることを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

（ ）当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、 事前開示・株主意思の原則、 必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

イ 株主の皆様のご意思の重視と情報開示

当社は、第130期定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プランの発効の条件としており、本プランの導入には株主の皆様のご意思が反映されるものとなっております。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様のご意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様のご意思を確認することとされており、株主の皆様のご意思が反映されます。

また、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断、及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際のご意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 当社取締役の恣意的判断を排除するための仕組み

a. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

b. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

エ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

別紙1

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。

2. 独立委員会の構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。また、当社において社外取締役が選任された場合には、当該社外取締役を含む。）の中から選任される。

3. 独立委員の任期

- (1)独立委員会の委員の任期は、選任の時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
- (2)増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

4. 独立委員会の招集手続

独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各独立委員が招集する。

5. 独立委員会の決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。

6. 独立委員会の権限事項

- (1)独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うこととする。

本プランにおける対抗措置の発動の是非

本プランにおける対抗措置の中止又は撤回

大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断

対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲

本検討期間の延長の可否

株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更

その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

- (2)独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 独立委員会の出席者

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以上

別紙2

独立委員会委員の氏名及び略歴

岩崎雅己（いわさき まさみ） 昭和34年7月12日生

昭和62年10月 司法試験合格

平成2年4月 大阪弁護士会登録（現任）

平成7年4月 岩崎雅己法律事務所開設（現任）

中川克己（なかがわ かつみ） 昭和24年10月4日生

昭和48年10月 司法試験合格

昭和51年4月 大阪弁護士会登録（現任）

昭和51年4月 竹林法律事務所（現 竹林・畑・中川・福島法律事務所）入所

平成5年1月 同法律事務所パートナー（現任）

平成14年4月 日本弁護士連合会理事、大阪弁護士会副会長

平成19年6月 当社補欠社外監査役選任

平成20年6月 当社社外監査役（現任）

田村和之（たむら かずゆき） 昭和6年6月16日生

昭和41年9月 公認会計士 原英三事務所入所

昭和44年12月 監査法人朝日会計社（現あずさ監査法人）入所、代表社員

平成11年7月 公認会計士 田村和之事務所開設（現任）

平成13年6月 当社社外監査役（現任）

以上

別紙3

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

7. 新株予約権の行使条件

大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以上

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発費の総額は5億2千2百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
計	144,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	62,601,161	62,601,161	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式
計	62,601,161	62,601,161		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日		62,601,161		7,472		5,574

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 74,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 62,334,000	62,334	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	普通株式 193,161		
発行済株式総数	62,601,161		
総株主の議決権		62,334	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式266株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) サカタインクス株式会社	大阪市西区江戸堀 一丁目23番37号	74,000		74,000	0.1
計		74,000		74,000	0.1

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	471	489	448
最低(円)	390	412	416

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,759	4,217
受取手形及び売掛金	36,225	37,614
商品	685	759
製品	5,875	5,819
原材料	2,936	3,177
仕掛品	696	708
その他	2,048	2,178
貸倒引当金	354	388
流動資産合計	51,873	54,087
固定資産		
有形固定資産	1 20,258	1 21,382
無形固定資産		
のれん	637	4,863
その他	1,312	1,609
無形固定資産合計	1,950	6,473
投資その他の資産		
投資有価証券	14,356	14,328
その他	3,711	3,424
貸倒引当金	1,240	1,158
投資その他の資産合計	16,827	16,594
固定資産合計	39,036	44,449
資産合計	90,909	98,537

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,927	22,773
短期借入金	7,441	7,501
1年内返済予定の長期借入金	4,281	3,799
未払費用	3,802	3,391
未払法人税等	421	509
賞与引当金	410	784
その他	1,599	1,975
流動負債合計	39,884	40,737
固定負債		
長期借入金	10,399	11,409
退職給付引当金	2,531	2,500
その他	1,295	1,151
固定負債合計	14,226	15,061
負債合計	54,110	55,799
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,472	7,472
資本剰余金	5,724	5,744
利益剰余金	25,898	29,715
自己株式	37	37
株主資本合計	39,059	42,895
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,119	1,810
繰延ヘッジ損益	0	2
為替換算調整勘定	4,864	2,551
評価・換算差額等合計	2,745	738
少数株主持分	485	580
純資産合計	36,798	42,737
負債純資産合計	90,909	98,537

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	30,380
売上原価	23,787
売上総利益	6,593
販売費及び一般管理費	¹ 6,072
営業利益	520
営業外収益	
受取利息	43
受取配当金	116
持分法による投資利益	111
その他	237
営業外収益合計	509
営業外費用	
支払利息	137
その他	39
営業外費用合計	176
経常利益	853
税金等調整前四半期純利益	853
法人税、住民税及び事業税	478
法人税等調整額	150
法人税等合計	328
少数株主利益	16
四半期純利益	507

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	853
減価償却費	609
のれん償却額	70
貸倒引当金の増減額(は減少)	60
退職給付引当金の増減額(は減少)	35
賞与引当金の増減額(は減少)	374
受取利息及び受取配当金	159
支払利息	137
持分法による投資損益(は益)	111
売上債権の増減額(は増加)	295
たな卸資産の増減額(は増加)	487
仕入債務の増減額(は減少)	221
その他	519
小計	1,226
利息及び配当金の受取額	184
利息の支払額	129
法人税等の支払額	501
営業活動によるキャッシュ・フロー	779
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	606
有形固定資産の売却による収入	49
投資有価証券の取得による支出	4
貸付けによる支出	118
貸付金の回収による収入	146
その他	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	541
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	298
長期借入金の返済による支出	263
配当金の支払額	375
少数株主への配当金の支払額	16
その他	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	362
現金及び現金同等物に係る換算差額	333
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	458
現金及び現金同等物の期首残高	4,212
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,754

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>国内連結会社は、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>この修正により、期首の利益剰余金が3,949百万円減少しております。また、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ63百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3)リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、機械装置等の耐用年数を変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ12百万円減少しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は38,164百万円であります。 2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入等に対する経営指導念書の差入れ、及び連結子会社以外の会社のリース契約等に対する債務保証を行っております。 MAOMING SAKATA INX CO.,LTD. 356百万円 その他22社 852 計23社 1,208	1 有形固定資産の減価償却累計額は39,111百万円であります。 2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入等に対する経営指導念書の差入れ、及び連結子会社以外の会社のリース契約等に対する債務保証を行っております。 MAOMING SAKATA INX CO.,LTD. 328百万円 その他25社 870 計26社 1,199

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次の通りであります。 運賃及び荷造費 1,057百万円 貸倒引当金繰入額 126 給料及び手当 1,833 賞与引当金繰入額 251 退職給付費用 96 研究開発費 522

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 3,759百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 4 現金及び現金同等物 3,754

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	62,601,161

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	74,711

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	375	6	平成20年3月31日	平成20年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載の通り、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、在外子会社におけるのれんの償却を行ったこと等により、従来の方法によった場合に比べて、期首の利益剰余金が3,949百万円減少しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	印刷用 インキ事業 (百万円)	印刷用 機材事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	21,022	6,612	2,745	30,380		30,380
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	212	562	780	(780)	
計	21,027	6,825	3,308	31,161	(780)	30,380
営業利益	1,108	63	30	1,202	(681)	520

(注) 1 事業区分は、製商品系列別区分によっております。

2 各事業部門の主要取扱品目

部門	主要取扱品目	
印刷用インキ 事業	製品	新聞用インキ、オフセット用インキ、段ボール・紙袋用インキ、包装用グラフィ アインキ、金属用インキ
印刷用機材 事業	商品	製版用感材及び印刷用版材等の印刷製版用材料、印刷製版関連機器
その他の事業	製品	記録材料関連品、顔料分散技術関連品、大型ディスプレイの製作
	商品	電子情報関連機器、色彩関連機器、化成品

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載の通り、当第1四半期
連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対
応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ
て、営業利益が、印刷用インキ事業で10百万円、その他の事業で53百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	17,733	2,877	7,954	1,815	30,380		30,380
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	280		274	1	556	(556)	
計	18,014	2,877	8,228	1,816	30,937	(556)	30,380
営業利益	802	134	123	82	1,141	(621)	520

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア.....中国、インドネシア、マレーシア、インド、ベトナム
- (2) 北米.....米国、カナダ
- (3) その他.....スペイン、英国、フランス、ルクセンブルク

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載の通り、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、アジアで0百万円、北米で62百万円それぞれ減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	アジア	北米	その他	計
海外売上高(百万円)	3,210	7,380	2,497	13,088
連結売上高(百万円)				30,380
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	10.6	24.3	8.2	43.1

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....中国、インドネシア、マレーシア、インド、ベトナム

(2) 北米.....米国、カナダ

(3) その他.....スペイン、英国、フランス、メキシコ

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 580円77銭	1株当たり純資産額 674円22銭

2 1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益 8円12銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純利益(百万円)	507
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	507
普通株式の期中平均株式数(千株)	62,526

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>平成20年6月30日に、当社の連結子会社であるSAKATA INX ESPANA, S.A. のリキッドインキ製造棟において火災事故が発生し、同棟固定資産、たな卸資産の一部を焼失する結果となりました。</p> <p>この火災による損害額については、現在調査中ではありますが、物損の他、操業停止による機会損失をカバーする保険を付しております。現在、保険会社への求償作業を進めておりますが、現時点ではその損害額を見積ることは困難であります。また、復旧時期についても、現時点では未定であります。</p> <p>今後の製品供給については、当社の連結子会社INX International FRANCE SAS 及びスペイン国内の会社2社の協力を得て、継続的な供給態勢を整えております。</p> <p>なお、同敷地内のオフセットインキ製造棟については、火災発生の翌日より、行政当局の許可のもと、通常通り生産を開始しており、製品供給の問題は発生しておりません。</p>

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 7 日

サカティンクス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 大 輔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサカティンクス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サカティンクス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計処理基準に関する事項の変更(2)」に記載のとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告18号)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。